

平成 21 年 3 月 議 案 概 要 書
市 議 会 定 例 会 （ 当 初 予 算 関 係 等 ）

< 議 案 >

A 予 算 案 件 （ 2 3 件 ）

1 一 般 会 計

平成 21 年度 富山市 一般会計 予算

ア 歳入歳出予算 イ 継続費 ウ 債務負担行為 エ 地方債

2 特 別 会 計

(1) 平成 21 年度 富山市 ケーブルテレビ放送事業 特別会計 予算
歳入歳出予算

(2) 平成 21 年度 富山市 公債管理 特別会計 予算
ア 歳入歳出予算 イ 地方債

(3) 平成 21 年度 富山市 駐車場事業 特別会計 予算
歳入歳出予算

(4) 平成 21 年度 富山市 母子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計 予算
歳入歳出予算

(5) 平成 21 年度 富山市 老人保健医療事業 特別会計 予算
歳入歳出予算

(6) 平成 21 年度 富山市 後期高齢者医療事業 特別会計 予算
歳入歳出予算

(7) 平成 21 年度 富山市 介護保険事業 特別会計 予算
歳入歳出予算

- (8) 平成 2 1 年度富山市国民健康保険事業特別会計予算
歳入歳出予算

- (9) 平成 2 1 年度富山市企業団地造成事業特別会計予算
ア 歳入歳出予算 イ 地方債

- (10) 平成 2 1 年度富山市白樺ハイツ事業特別会計予算
歳入歳出予算

- (11) 平成 2 1 年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算
歳入歳出予算

- (12) 平成 2 1 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算
ア 歳入歳出予算 イ 地方債

- (13) 平成 2 1 年度富山市競輪事業特別会計予算
ア 歳入歳出予算 イ 債務負担行為 ウ 地方債

- (14) 平成 2 1 年度富山市農業共済事業特別会計予算
歳入歳出予算

- (15) 平成 2 1 年度富山市農業集落排水事業特別会計予算
ア 歳入歳出予算 イ 地方債

- (16) 平成 2 1 年度富山市中央卸売市場事業特別会計予算
ア 歳入歳出予算 イ 地方債

- (17) 平成 2 1 年度富山市分譲住宅・分譲宅地事業特別会計予算
歳入歳出予算

- (18) 平成 2 1 年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算
歳入歳出予算

3 企業会計

(1) 平成21年度富山市水道事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
- ウ 債務負担行為 エ 企業債

(2) 平成21年度富山市工業用水道事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出

(3) 平成21年度富山市公共下水道事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
- ウ 継続費 エ 企業債

(4) 平成21年度富山市病院事業会計予算

- ア 収益的収入及び支出 イ 資本的収入及び支出
- ウ 企業債

B 条例案件（31件）

1 富山市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 条例の適用除外の規定の整備

(2) 施行期日 平成21年4月1日

※ 統計法の全部改正（平成19年5月23日公布。平成21年4月1日施行）に伴うもの

2 富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 育児短時間勤務制度の導入に伴い、育児休業法に基づき条例で定めることとされている事項（育児短時間勤務をすることができない職員、育児短時間勤務の形態、育児短時間勤務の承認の取消事由等）の規定の追加

(2) 附則で富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する。

- ・ 育児短時間勤務制度の導入に伴う規定の整備

(3) 附則で富山市職員の退職手当支給条例の一部を改正する。

- ・育児短時間勤務制度の導入に伴う規定の整備

(4) 附則で富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する。

- ・育児短時間勤務制度の導入に伴う規定の整備

(5) 施行期日 平成21年4月1日

※ 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正（平成19年5月16日公布。同年8月1日施行）に伴うもの

3 富山市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 職員（医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）の定年の特例の廃止

ア 用務員、調理員及び労務作業員

「年齢63年」 → 「年齢60年」

イ 外国語専門学校の校長、副校長、教授、准教授及び講師

「年齢65年」 → 「年齢60年」

(2) 施行期日 平成21年4月1日

4 富山市特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 退職手当の額の特例

現下の厳しい社会経済情勢及び本市財政状況を考慮し、市長の現任期に係る退職手当の額について、20パーセントの減額措置を講ずる。

(2) 施行期日 平成21年4月1日

5 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 医師の初任給調整手当（上限額）の改定

月額216,000円 → 月額306,000円

(2) 特殊勤務手当の改正

市税等賦課・徴収手当の支給対象となる業務に、後期高齢者医療保険料の賦課・徴収業務を加える。

(3) 育児短時間勤務制度の導入等に伴う規定の整備

(4) 施行期日 平成21年4月1日

6 富山市大沢野文化会館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 施設の追加

ア 和室研修室、軽運動室、料理実習室を追加する。

イ 追加した施設の使用料

| 種別 | 使用時間区分による金額(円) | | | | | | 超過時間1時間当たりの金額(円) |
|------------|----------------|---------|---------|--------|---------|--------|------------------|
| | 9時～12時 | 13時～17時 | 18時～22時 | 9時～17時 | 13時～22時 | 9時～22時 | |
| 和室研修室 | 4,500 | 6,000 | 6,500 | 10,000 | 10,000 | 12,500 | 1,500 |
| 軽運動室、料理実習室 | 2,500 | 3,000 | 3,500 | 4,500 | 4,500 | 6,500 | 1,200 |

(2) 施行期日 平成21年4月1日

7 富山市八尾美術保存展示館条例を廃止する条例制定の件

(1) 富山市八尾美術保存展示館を廃止する。

(2) 附則で富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する。

・博物館等の観覧料等の特例から富山市八尾美術保存展示館を削る。

(3) 施行期日 平成21年4月1日

8 富山市土地開発基金条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 運用収益の整理において計上する予算の変更

「富山市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出予算」

↓

「一般会計歳入歳出予算」

(2) 施行期日 平成21年4月1日

9 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 保育所の廃止

富山市立山室保育所、富山市立新田保育所及び富山市立神保保育所を廃止する。

(2) 施行期日 平成21年4月1日

10 富山市児童館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 児童館の開館時間及び休館日の変更

| 区分 | 開館時間 | 休館日 |
|--|---|--|
| 富山市立中央児童館 | (1) 月曜日から金曜日までの日 午前9時30分から午後6時まで (2) 土曜日、日曜日及び休日 午前9時30分から午後5時まで | 12月29日から翌年の1月4日までの日 |
| 富山市立五福児童館、 富山市立北部児童館、 富山市立山室児童館、 富山市立蜷川児童館及び 富山市立水橋児童館 | 午前9時30分から午後6時まで | (1) 日曜日 (2) 休日（こどもの日を除く。） (3) 12月28日から翌年の1月3日までの日 |
| 富山市立大沢野児童館 | (1) 月曜日から金曜日までの日 午前9時30分から午後6時まで （夏季休業日、冬季休業日及び学年末・始休業日にあつては、午前8時30分から午後6時まで） (2) 土曜日 午前8時30分から午後5時まで (3) 日曜日及び休日 午前9時30分から午後5時まで | 12月28日から翌年の1月3日までの日 |
| 富山市立大久保児童館 | (1) 月曜日から金曜日までの日 午前9時30分から午後6時まで （夏季休業日、冬季休業日及び学年末・始休業日にあつては、午前8時30分から午後6時まで） (2) 土曜日 午前8時30分から午後5時まで | (1) 日曜日 (2) 休日 (3) 8月14日及び同月15日 (4) 12月28日から翌年の1月3日までの日 |
| 富山市立婦中中央児童館 | (1) 午前9時30分から午後6時まで（土曜日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末・始休業日にあつては、午前8時30分から午 | 12月28日から翌年の1月3日までの日 |

| | | |
|-----------|--|--|
| | 後 5 時まで) (2) 日曜日及び休日 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで | |
| 富山市立神保児童館 | (1) 月曜日から金曜日までの日 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで (夏季休業日、冬季休業日及び 学年末・始休業日にあつては、 午前 8 時 30 分から午後 6 時まで) (2) 土曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで | (1) 日曜日 (2) 休日 (3) 8 月 14 日から 同月 16 日までの 日 (4) 12 月 28 日から 翌年の 1 月 3 日 までの日 |
| 富山市立山田児童館 | 午後 1 時から午後 6 時まで | (1) 日曜日 (2) 休日 (3) 8 月 14 日及び 同月 15 日 (4) 12 月 28 日から 翌年の 1 月 3 日 までの日 |

↓

| 区分 | 開館時間 | 休館日 |
|--|--|------------------------------------|
| 富山市立中央児童館 | (1) 月曜日から金曜日までの日 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで (2) 土曜日、日曜日及び休日 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで | 12 月 29 日から翌 年の 1 月 4 日まで の日 |
| 富山市立五福児童館、 富山市立北部児童館、 富山市立山室児童館、 富山市立蜷川児童館、 富山市立水橋児童館及 び富山市立山田児童館 | (1) 月曜日から金曜日までの日 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで (2) 土曜日、日曜日及び休日 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで | 12 月 28 日から翌 年の 1 月 3 日まで の日 |
| 富山市立大沢野児童館 、富山市立大久保児童 館及び富山市立神保児 童館 | (1) 月曜日から金曜日までの日 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで (夏季休業日、冬季休業日及び 学年末・始休業日にあつては、 午前 8 時 30 分から午後 6 時まで) (2) 土曜日 午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで (3) 日曜日及び休日 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで | 12 月 28 日から翌 年の 1 月 3 日まで の日 |
| 富山市立婦中中央児童 館 | (1) 月曜日から金曜日までの日 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで (夏季休業日、冬季休業日及び 学年末・始休業日にあつては、 | 12 月 28 日から翌 年の 1 月 3 日まで の日 |

| | |
|--|--|
| | <p>午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)</p> <p>(2) 土曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで</p> <p>(3) 日曜日及び休日 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで</p> |
|--|--|

(2) 施行期日 平成 21 年 4 月 1 日

11 富山市児童文化センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 休館日の変更

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 火曜日（7 月 25 日から 8 月 30 日までの間にあつては、日曜日） ・ 休日（この日が火曜日に当たるときは、その翌日）。ただし、こどもの日を除く。 ・ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日 |
|--|

↓

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日 |
|--|

(2) 施行期日 平成 21 年 4 月 1 日

12 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例及び富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正

- ・ 引用条文の改正

(2) 富山市国民健康保険条例の一部改正

- ・ 被保険者から除外する者の追加
 - 小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童のうち、扶養義務者のない者

(3) 施行期日 平成 21 年 4 月 1 日

※ 児童福祉法の一部改正（平成 20 年 12 月 3 日公布。平成 21 年 4 月 1 日施行）に伴うもの

13 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 保険料率の区分の追加

保険料率の区分を現行の7区分に次の1区分を追加する。

- ・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額125万円未満の被保険者は、64,600円とする。

(2) 本人の市民税が非課税(世帯に課税者がいる場合に限る。)で、前年の公的年金等の収入金額と合計所得額の合計が80万円以下の被保険者は、特例として、45,900円とする。

(3) 施行期日 平成21年4月1日

※ 介護保険法施行令の一部改正(平成20年10月24日及び平成21年2月4日公布。同年4月1日施行)によるもの

14 富山市介護保険事業基金条例を廃止する条例制定の件

(1) 富山市介護保険事業基金を廃止する。

(2) 施行期日 平成21年4月1日

15 富山市大沢野働く女性の家条例を廃止する条例制定の件

(1) 富山市大沢野働く女性の家を廃止する。

(2) 施行期日 平成21年4月1日

16 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) スポーツ施設の廃止

| 名 称 | 位 置 |
|--------------|---------------|
| 富山市勤労者体育センター | 富山市呉羽町2771番地2 |

(2) 施行期日 平成21年4月1日

17 富山市大山墓地公園事業基金条例を廃止する条例制定の件

(1) 富山市大山墓地公園事業基金を廃止する。

(2) 施行期日 平成21年4月1日

18 富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 一般廃棄物処理手数料の改正

| 種別 | | 単位 | 金額 | 備考 | |
|----------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|--------------|---|--------|
| 浄化槽汚泥 | | 1月を単位として、市の処理施設への投入量180リットルまでごとにつき | 60円 | | |
| 市の最終処分場へ搬入できる物として市長が指定するもの | | 1回の搬入量1,000キログラムまでごとにつき | 6,300円 | | |
| 特定家庭用機器 | ユニット形エアコンディショナー | 1台につき | 3,150円 | 「特定家庭用機器」とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。 | |
| | テレビジョン受信機 | | 21型未満のもの | | 1,790円 |
| | | | 21型以上のもの | | 2,630円 |
| | 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 | | 151リットル未満のもの | | 2,420円 |
| | | | 151リットル以上のもの | | 3,680円 |
| 電気洗濯機 | 2,100円 | | | | |
| その他の一般廃棄物 | 1回の排出量が30キログラムまでの場合 | | 630円 | 一般廃棄物処理計画に基づき定期的に収集するもの以外に臨時に収集するものに限る。 | |
| | 1回の排出量が30キログラムを超え100キログラムまでの場合 | | 2,050円 | | |
| | 1回の排出量が100キログラムを超え500キログラムまでの場合 | | 9,920円 | | |
| | 1回の排出量が500キログラムを超える場合、500キログラムまでごとにつき | | 9,920円 | | |

↓

| 種別 | 単位 | 金額 | 備考 |
|----------------------------|------------------------------------|--------|----|
| 浄化槽汚泥 | 1月を単位として、市の処理施設への投入量180リットルまでごとにつき | 60円 | |
| 市の最終処分場へ搬入できる物として市長が指定するもの | 1回の搬入量1,000キログラムまでごとにつき | 9,450円 | |

| | | | |
|-----------|----------------------------------|--------|---|
| 特定家庭用機器 | 1台につき | 1,500円 | 「特定家庭用機器」とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。 |
| その他の一般廃棄物 | 1回の排出量が30キログラムまでの部分 | 2,000円 | 一般廃棄物処理計画に基づき定期的に収集するもの以外に臨時に収集するものに限る。 |
| | 1回の排出量が30キログラムを超える部分10キログラムごとにつき | 300円 | |

(2) 施行期日 平成21年4月1日

19 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 診療科目及び病床数の変更

| 診療科目 | 病床数 | |
|---|-----------------------|-------------------|
| | 区分 | 病床 |
| 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科 | 一般病床 精神病床 感染症病床 | 570床 50床 6床 |

↓

| 診療科目 | 病床数 | |
|--|-----------------------|-------------------|
| | 区分 | 病床 |
| 内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、内分泌代謝内科、血液内科、腎臓内科、内視鏡内科、透析内科、腫瘍内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器・血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線治療科、放射線診断科、歯科口腔外科、麻酔科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、病理診断科、救急科 | 一般病床 精神病床 感染症病床 | 539床 50床 6床 |

(2) 施行期日 平成21年4月1日

20 富山市自転車競走実施条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 競輪の実施事務の委託先の追加

「私人」を加える。

(2) 施行期日 平成21年4月1日

21 富山市八尾ゆめの森ゆうゆう館基金条例を廃止する条例制定の件

(1) 富山市八尾ゆめの森ゆうゆう館基金を廃止する。

(2) 施行期日 平成21年4月1日

22 富山市山田米乾燥調製育苗施設整備基金条例を廃止する条例制定の件

(1) 富山市山田米乾燥調製育苗施設整備基金を廃止する。

(2) 施行期日 平成21年4月1日

23 富山市農業集落汚水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 農業集落汚水処理施設の追加

| 名 称 | 位 置 |
|------------------------|----------------|
| 富山市熊野・月岡南部地区農業集落汚水処理施設 | 富山市森田1723番地 |
| 富山市月岡中部地区農業集落浄化槽施設 | 富山市月岡町三丁目833番地 |

(2) 施行期日 平成21年4月1日。富山市月岡中部地区農業集落浄化槽施設に係る部分は、規則で定める日

24 富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市和合地区農村多目的研修センター及び富山西部農村環境改善センターの使用時間及び休館日の変更

ア 使用時間

「午前9時から午後10時まで」

↓

「午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時まで）」

イ 休館日

- | |
|----------------------------------|
| ・月曜日及び休日 ・12月29日から翌年の1月3日までの日 |
|----------------------------------|



- | |
|---|
| ・月曜日（この日が休日に当たるときを除く。）及び休日の翌日 ・12月28日から翌年の1月4日までの日 |
|---|

(2) 施行期日 平成21年4月1日

25 富山市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 第1選挙区の町の名称の追加

「堀川本郷」を加える。

(2) 施行期日 規則で定める日

26 富山市学校給食センター条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市北学校給食センターの位置の変更

「富山市奥井町25番40号」



「富山市水落61番地1」

(2) 施行期日 平成21年4月1日

27 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市立堀川公民館の位置の変更

「富山市堀川小泉町225番地8」



「富山市堀川小泉町一丁目18番13号」

(2) 施行期日 平成21年6月1日

28 富山市立図書館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市立図書館堀川分館の位置の変更

「富山市堀川小泉町一丁目16番24号」



「富山市堀川小泉町一丁目18番13号」

(2) 施行期日 平成21年6月1日

29 富山市科学博物館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 団体料金(20人以上)の変更

| 種 別 | | 金額(円) | |
|-----|--------------|-------|-------|
| 本館 | 大人(高校生以上) | 380 | → 380 |
| | 小人(小学生及び中学生) | 150 | |
| 天文台 | 大人(高校生以上) | 150 | 140 |
| | 小人(小学生及び中学生) | 75 | 45 |

(2) 観覧料の加算規定の追加

本館のプラネタリウムを2回以上観覧する場合(年間観覧券により観覧する場合を除く。)は、1回の観覧に次の表に定める額を加算する。

| 種別 | 金額(円) | |
|--------------|-------|-----------|
| | 個人 | 団体(20人以上) |
| 大人(高校生以上) | 190 | 140 |
| 小人(小学生及び中学生) | 95 | 45 |

(3) 施行期日 平成21年4月1日

30 富山高岡広域都市計画事業富山駅周辺地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 事務所の所在地の変更

「富山市新桜町7番38号」

↓

「富山市宝町一丁目3番10号」

(2) 施行期日 平成21年4月1日

31 富山市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 借上げによる市営住宅の追加

| 名称 | 位置 |
|------------|--------------|
| イーストタウンコート | 富山市東町一丁目4番8号 |

(2) 市営住宅の設置規定の追加

(3) 施行期日 規則で定める日。ただし、(2)に係る部分は、公布の日

C その他の議決案件 (7件)

1 財産の無償譲渡の件

(1) 山室保育所を社会福祉法人萌黄福祉会へ譲渡するもの

ア 場 所 富山市山室5番地3

イ 構 造 鉄筋コンクリート造2階建

ウ 床面積 853.13㎡

(2) 新田保育所を社会福祉法人わかば福祉会へ譲渡するもの

ア 場 所 富山市八尾町新田236番地2

イ 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建

ウ 床面積 1,277.89㎡

(3) 神保保育所を社会福祉法人わかくさ福祉会へ譲渡するもの

ア 場 所 富山市婦中町上吉川400番地

イ 構 造 木造平屋建一部鉄骨造

ウ 床面積 1,152.80㎡

2 富山地域衛生組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更の件

3 平成21年度農業共済事業賦課金の総額及び賦課単価決定の件

4 平成21年度農業共済事業特別積立金の取崩しに関する件

5 字の区域の新設の件

(1) 堀川本郷

<その他>

D 追加提出（6件）

1 契約案件

包括外部監査契約締結の件

2 人事案件

（1）富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件

（2）富山市監査委員の選任に関し同意を求める件

（3）富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（4）富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（5）人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件